

# 各国における B S E の検査体制（2018年8月現在）

参考資料 7

	日本	米国・カナダ	EU	OIEコード
と畜検査	-（注1）	-	22ヶ国で廃止 （注2）	-（注3）
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定臨床症状牛（全月齢）</li> <li>・ 48ヶ月齢以上の歩行困難・起立不能牛等</li> <li>・ 48ヶ月齢以上の一般的な死亡牛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床症状疑い牛（全月齢）</li> <li>・ 30ヶ月齢以上のリスク牛（死亡牛、起立不能牛、生前検査で異常が認められた牛等）から抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床症状疑い牛（全月齢）</li> <li>・ 48ヶ月齢以上のリスク牛（死亡牛、切迫と殺牛、生前検査で異常が認められた牛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30ヶ月齢以上の臨床症状疑い牛</li> <li>・ 30ヶ月齢以上の起立不能牛等</li> <li>・ 30ヶ月齢以上の死亡牛等</li> <li>・ 36ヶ月齢以上の通常のと畜牛 上記のうち3つのカテゴリーから、OIEの定めるポイントを充足するよう検査頭数を決定するよう推奨。</li> </ul>

（注1）生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は検査を実施。

（注2）欧州委員会は、ブルガリア及びブルーマニアを除き、加盟国の判断により健康と畜牛の B S E 検査を廃止することが可能としている。

（注3）O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めている。